

ユニフォーム規程

加筆 _____ 修正 _____ 削除 _____

現行	変更案	備考
<p>[目的]</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。</p> <p>[ユニフォーム]</p> <p>第2条 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、及びストッキングの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条においては上記に加えてキャップ・GKグローブも含むものとする。</p> <p>[着用義務]</p> <p>第3条 チームは、公式競技会の試合においては、<u>該当公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。</u></p> <p>[ユニフォームの色彩]</p> <p>第4条 <u>チームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。</u></p> <p>2. <u>フィールドプレイヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。</u></p> <p>3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。</p> <p>4. 主審が、対戦するチームのユニフォーム（<u>ゴールキーパーのユニフォームを含む</u>）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、主審は、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。</p> <p>5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。</p> <p>[ユニフォームへの表示]</p> <p>第5条 <u>ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず表示するものとする。その他に表示できるものはホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー名（ロゴ）とし、それぞれの表示できる場所及びサイズは、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>チーム名</u></p> <p>① <u>チームエンブレム シャツの左胸 100cm²を超えないサイズ</u></p>	<p>[目的]</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。</p> <p>[ユニフォーム]</p> <p>第2条 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びストッキングの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条及び第9条においては上記に加えて <u>GKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンド</u>を含むものとする。</p> <p>2. <u>前項に定めた以外のものについては、それぞれの競技規則及び大会要項によるものとする。</u></p> <p>[着用義務]</p> <p>第3条 チームは、公式競技会の試合においては、<u>当該公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。</u></p> <p>[ユニフォームの色彩]</p> <p>第4条 ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。</p> <p>2. <u>シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びストッキングの前面と背面の色彩は同じでなければならない。</u></p> <p>3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。</p> <p>4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。</p> <p>5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。</p> <p>[ユニフォームへの表示]</p> <p>第5条 <u>ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章（チーム名、チームエンブレムもしくはその両方）、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。</u></p> <p>(1) <u>チーム識別標章</u></p> <p><u>シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>シャツ（必須）</u></p>	<p>記載の適正化。</p> <p>シャツに限り「主たる」色彩に緩和誤解を招く表現の修正（GKユニフォームもフィールドプレイヤー同様に、前面と背面は同じ色彩でなければならない）。</p> <p>「チーム名」を「チーム識別標章」と定義し直すことで、分かりやすくする。記載の適正化。</p> <p>【チーム識別標章について】</p> <p>「チーム識別標章」の表示を以下の観点から整理した（※実質的な内容の変更は無し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キットごとに、表示可能な場所、サイズを整理し、分かりやすくする。

②チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm² を超えないサイズ

③チームエンブレムはショーツ・ストッキングに表示することができる。

ショーツ 左右どちらか一ヶ所 50cm² を超えないサイズ

ストッキング 左右一ヶ所ずつ 50cm² 以下/一ヶ所

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 前面

サイズ: 300cm² 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 胸

サイズ: 100cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。

②ショーツ (任意)

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ: 12 cm² (縦 2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ: 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ストッキング (任意)

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 左右に一ヶ所ずつ

サイズ: 12 cm² (縦 2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 左右に一ヶ所ずつ

サイズ: 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

④GKグローブ (任意)

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ: 12 cm² (縦 2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ: 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

⑤ GK キャップ (任意)

ア. 場所、サイズ

- 表示が必須となるものを明記した。
- 「チーム名とエンブレムの併置の可否」について、明記し分かりやすくした。
- FIFA 規則に合わせ、GK グローブおよびキャップへの表示について規定した。
- FIFA 規則に合わせ、チームエンブレムの表示箇所を、左胸から胸に緩和。
- FIFA 規則に合わせ、ショーツとストッキングにチーム名の表示も可能にした。
- FIFA 規則に合わせ、「超えないサイズ」→「以下」に統一する。
※「チーム識別標章」だけに限らず、以下全ての表示要素について「以下」に統一する)

<p>(2) 選手番号</p> <p>①選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。</p> <p>②選手番号を付する場所及びサイズは、次の通りとする。</p> <p>シャツ背中 高さ 25 cm-35cm シャツ前面 右側、左側又は中央に、高さ 10 cm-15cm ショーツに選手番号を表示する場合は、前面の右側又は左側に、高さ 10 cm-15cm</p> <p>③番号は整数の 1 から 99 を使用し、0 は認めない。登録選手が 100 名以上の場合に限り、100 以上の番号を認める。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、その競技会規定に定めるところに従うものとする。</p> <p>④第 4 種のチームや身長 150cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。</p> <p>(3) ホームタウン（都道府県名）又は活動地域名 シャツの袖 50cm² を超えないサイズ又は第 1 項第 1 号第 2 号の周辺に第 3 号と同じサイズ</p> <p>(4) 選手名 シャツの背中 選手番号の上 高さ 7.5 cm を超えないサイズ</p>	<p>(ア) チーム名を表示する場合 場 所： 任意 サイズ： 12 cm² (縦 2 cm) 以下</p> <p>(イ) チームエンブレムを表示する場合 場 所： 任意 サイズ： 50cm² 以下</p> <p>イ. 併置 <u>チーム名とチームエンブレムは併置することができない。</u></p> <p>(2) 選手番号 <u>シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。</u>選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける）かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面（必須） 場 所： 任意 サイズ： 縦 10 cm-15cm</p> <p>② シャツ背面（必須） 場 所： 中央 サイズ： 縦 25 cm-35cm</p> <p>③ ショーツ（任意） 場 所： 前面の左右どちらかに一ヶ所 サイズ： 縦 10 cm-15cm</p> <p>④ GK グローブ（任意） 場 所： 任意 サイズ： 縦 2 cm 以下</p> <p>番号は整数の 1 から 99 を使用するものとし、0 は認められない。登録選手が 100 名以上の場合は 100 以上の番号の使用が認められるものとする。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、当該競技会規程に定めるところに従うものとする。第 4 種のチームや身長 150cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。</p> <p>(3) ホームタウン名又は活動地域名 ホームタウン名又は活動地域名の表示は任意とする。ホームタウン名又は活動地域名を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。</p> <p>① シャツ 場 所： 袖のどちらか一方又はシャツに表示したチーム識別標章の周辺 サイズ： 50cm² 以下</p> <p>(4) 選手名 選手名の表示は任意とする。選手名を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。</p> <p>① シャツ</p>	<p>【選手番号について】 「選手番号」の表示を以下の観点から整理した</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FIFA 規則に合わせ、あくまでも「明確な識別」のみを必須条件とし、縞柄の場合に必ず台地が必要となる現行規程を緩和する ● 各キットおよび場所ごとに整理し、また、それぞれ、表示が必須か任意かを明記した ● FIFA 規則に合わせ、GK グローブへの表示について規定した <p>ホームタウンは都道府県に限らないため削除</p> <p>※分かりやすい表現に変更</p> <p>【選手名について】 「選手名」の表示を以下の観点から整理した</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FIFA 規則に合わせ、GK グローブおよびキャップへの表示について規定した
--	---	---

ただし、広告掲示がある場合のみ、選手番号の下に表示することを認める。

(5) 広告

広告を表示する場合は、本規程第6条から第8条による。

(6) 製造メーカー名、ロゴ

シャツ	胸	一ヶ所	20cm ² 以下
ショーツ	左右どちらか	一ヶ所	20cm ² 以下
ストッキング	左右一ヶ所ずつ	20cm ² 以下/一ヶ所	又は 左右二ヶ所ずつ 10cm ² 以下/一ヶ所
キャップ	一ヶ所	20cm ² 以下	
GKグローブ	一ヶ所ずつ	各	20cm ² 以下
帯状の場合	シャツ(肩・脇・袖)	巾	10cm以下
	ショーツ(腰脇・裾)	巾	10cm以下
	ストッキング	巾	5cm以下

場 所： 背面の選手番号の上(当該箇所に広告掲示がある場合は、選手番号の下)

サイズ： 縦 7.5 cm以下

②GKグローブ

場 所： 任意の場所に一ヶ所

サイズ： 縦 2 cm以下

③キャップ

場 所： 任意

サイズ： 縦 2 cm以下

(5) 広告

広告を掲示する場合は、本規程第6条から第8条による。

(6) 製造メーカー識別標章

製造メーカー識別標章の表示は任意とする。製造メーカー識別標章を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ

ア. 前面

表示できるもの： 製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)

場 所： 胸に一ヶ所

サイズ： 20cm²以下

イ. その他

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両肩又は両脇又は両袖口のいずれかに一ヶ所

サイズ： 幅 8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2 cmとする)

II. 帯状のロゴマーク

②ショーツ

ア. 前面又は背面

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク

場 所： 左右いずれかに一ヶ所

サイズ： 20cm²以下

イ. 両腰脇又は両裾

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両腰脇又は両裾いずれかに一ヶ所

サイズ： 幅 8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各ロゴマーク間の距離は最大2 cmとする)

● 各キットおよび場所ごとに整理し、また、それぞれ、表示が必須か任意かを明記した

【製造メーカー識別標章について】

「製造メーカー名、ロゴ」を「製造メーカー識別標章」と整理し、その表示を以下の観点から整理した

● 各キットおよび場所ごと整理した。

● FIFA 規則に従い、「帯状」を3パターンに分け、分かりやすく正確に規定した。

※実質的な変更点/追加点は以下3点

● FIFA 規則の改定に合わせ、帯状の場合の幅を10 cm→8 cmに変更

● 同一のロゴマークを帯状に配置する場合、ロゴマーク間の距離を最大2 cmとする(※新規追加)

● 両肩・両脇・両袖口に表示できるものをロゴマーク(製造メーカー名を含まない純粋なデザインイメージ)に限定する

<p>(7) その他</p> <p>①本協会又は公式競技会主催者が指定する大会マーク及びキャンペーンマーク他 <u>広告以外のものを表示する場合は、原則として本規程第7条第1項第4号のサイ ズを適用するものとする。</u></p> <p>②チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技 会に出場することはできない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>II. 帯状のロゴマーク</u></p> <p>③ストッキング</p> <p>ア. <u>任意の場所</u></p> <p>表示できるもの：<u>製造メーカー名又はロゴマーク</u> 場所：<u>(a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ</u> サイズ：<u>(a)各 20cm²以下、(b)各 10cm²以下</u></p> <p>イ. <u>上端</u></p> <p>表示できるもの：<u>ロゴマーク</u> サイズ：<u>幅 5 cm以下</u> 形 状：<u>以下のいずれか</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置</u> <u>(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距 離は最大 2 cmとする）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>II. 帯状のロゴマーク</u></p> <p>④GK グローブ</p> <p>表示できるもの：<u>製造メーカー名又はロゴマーク</u> 場所：<u>左右の任意の場所に一ヶ所ずつ</u> サイズ：<u>各 20cm²以下</u></p> <p>⑤キャップ</p> <p>表示できるもの：<u>製造メーカー名又はロゴマーク</u> 場所：<u>任意の場所に一ヶ所</u> サイズ：<u>20cm²以下</u></p> <p>(7) その他</p> <p>①<u>大会マーク及びキャンペーンマーク等</u> 本条 1 項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、 大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マ ーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、原則として、 本規程第 7 条（3）に定める広告の掲示のそれに準じるものとする。</p> <p>②<u>チームエンブレムを選手番号（シャツ背面）の中に含める場合</u> 本条（1）①に加え、チームエンブレム（サイズ 5cm² 以下）をシャツ背中 of 選手 番号中に表示することができるものとする。ただし、<u>製造メーカー識別標章を 含むその他の模様や文字等を表示することはできない。</u></p> <p>③<u>キャプテンアームバンド</u> キャプテンアームバンドには、<u>チーム識別標章、選手番号、ホームタウン名、 活動地域名、選手名、広告及び文字等を表示することはできない。ただし、製 造メーカー識別標章及び「C」「Captain」「キャプテン」等のキャプ テンであることを意味する文字については、50cm²以下のサイズ（並置する場合 も含む）でこれを表示することができる。</u></p> <p>④<u>各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用禁止</u> チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカを着用して公式 競技会に出場することはできない。</p>	<p>FIFA 規則に準じ、チームエンブレムを背番号に含 めることができるようにする。</p> <p>政治的メッセージ等は第 9 条で規定。 シャツ左袖の広告サイズが 50cm² 以下であること に鑑み、袖に着用するキャプテンアームバンドに 表示可能な要素についてもこのサイズ以下とす る。</p> <p>対象範囲の拡大</p>
--	---	--

<p>[<u>広告の表示（１）－承認の手続き</u>]</p> <p>第6条 <u>ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種及び広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、本協会に申請し承認を得なければならない。</u></p> <p>2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、<u>体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3. 前2項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。</p> <p>[<u>広告の表示（２）－広告の条件</u>]</p> <p>第7条 前条に基づく広告は、次の条件によるものとする。</p> <p>(1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない<u>適当な素材でなければならない。</u></p> <p>(2) <u>広告の表示は、ユニフォームのシャツに3か所まで、及びショーツに1か所とする。</u></p> <p>(3) <u>広告表示箇所1か所について広告は1社のみとする。</u></p> <p>(4) <u>広告表示箇所及びサイズは次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>シャツ 前 面：選手番号の上部又は下部に 300cm²を超えないサイズ</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>背 中：選手番号の上部又は下部に 200cm²を超えないサイズ</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>左 袖：50cm²を超えないサイズ</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ショーツ 前面左：80cm²を超えないサイズ</u></p> <p>[<u>広告の表示（３）－制限および停止</u>]</p> <p>第8条 本協会又は公式競技会主催者は、<u>競技会規定等により、チームの広告表示を制限することができる。</u></p> <p>2. <u>表示される広告は公序良俗に反するものであってはならず、表示された広告が不適當であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。</u></p> <p>3. <u>表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは本協会又は公式競技会主催者の指示に従わなければならない。</u></p> <p>[<u>適用除外</u>]</p> <p>第9条 日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）、および日本フットサルリーグ（Ｆリーグ）のユニフォームについては、本規程を適用しない。</p>	<p>[<u>広告の掲示（１）－承認の手続き</u>]</p> <p>第6条 <u>ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する都道府県サッカー協会に申請し、当該都道府県サッカー協会及び本協会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、<u>スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩等の必要事項を記入の上、申請料を添えて当該チームが所属する都道府県サッカー協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3. 前二項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。</p> <p>[<u>広告の掲示（２）－広告の様式</u>]</p> <p>第7条 前条に基づく<u>広告の様式</u>は、次の条件によるものとする。</p> <p>(1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない<u>適切な素材でなければならない。</u></p> <p>(2) <u>広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。</u></p> <p>(3) <u>広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">①<u>シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に 300cm²以下</u></p> <p style="padding-left: 2em;">②<u>シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に 200cm²以下</u></p> <p style="padding-left: 2em;">③<u>シャツ左袖： 50cm²以下</u></p> <p style="padding-left: 2em;">④<u>ショーツ前面左： 80cm²以下</u></p> <p>[<u>広告の掲示（３）－制限及び停止</u>]</p> <p>第8条 本協会又は公式競技会主催者は、<u>競技規則及び大会要項等により、チームの広告掲示を制限することができる。</u></p> <p>2. <u>掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。</u></p> <p>3. <u>掲示された広告が不適當であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。</u></p> <p>4. <u>第6条に基づき承認された広告に対し、大会要項等の定めにより別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする。</u></p> <p>[<u>表示の禁止</u>]</p> <p>第9条 <u>ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。</u></p> <p>[<u>適用除外</u>]</p> <p>第10条 日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）、および日本フットサルリーグ（Ｆリーグ）のユニフォームについては、本規程を適用しない。</p>	<p>実態に合わせ削除する（自チームが広告主になることもあるため）</p> <p>第1項より吸収 申請料必須の明確化</p> <p>条文の整理</p> <p>第2項を分割し、明確化</p> <p>競技規則第4条にて、メッセージおよびイメージの表示が禁止されているため、本規程にも追加</p>
--	--	---

[その他]
第10条 本規程に定めがない事項については、チームは本協会又は公式競技会主催者の判断に従うものとする。

[改正]
第11条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

[施行]
第12条 本規程は、2012年4月1日から施行する。

[改正]
2012年 4月12日
2013年 2月 7日
2013年12月19日（2014年4月1日施行）

[その他]
第11条 本規程に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとする。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については、本協会又は公式競技会主催者の判断に従うものとする。

[改正]
第12条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

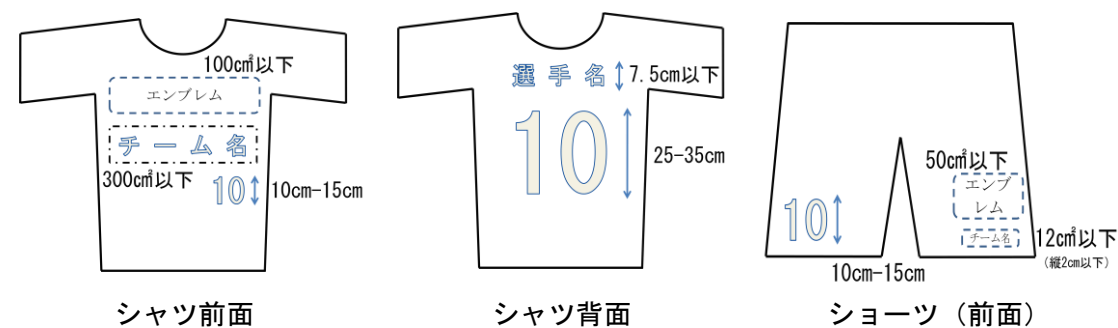
[施行]
第13条 本規程は、2012年4月1日から施行する。

[移行期間]
第14条 前条にかかわらず、本規程の施行後3年間（2016年4月1日から2019年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正前の規程を適用することができる。また、本規程の施行前3ヶ月間（2016年1月1日から2016年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正後の規程を適用することができる。

[改正]
2012年 4月12日
2013年 2月 7日
2013年12月19日（2014年4月1日施行）
2016年 4月 1日（2016年4月1日施行）

[別紙]

図1 <チーム識別標章(チーム名/エンブレム)及び選手番号のサイズ>
(本規程 第5条(1)及び(2))



(注) 上記における各表示の配置は一例となる

本規程>競技規則・大会要項>主催者等の判断によるという優劣関係を明文化

施行後3年間は旧規程の適用を認める。また、前年度2月頃から各地で新年度大会の予選大会等が行われている実態に鑑み、新規規程適用の前倒しを認める。いずれの場合も大会主催者が許可した場合に限る。

施行年月日の変更

より分かりやすいものとするため図解を加える

図2 <製造メーカー識別標章（製造メーカー名／ロゴマーク）の表示>

（本規程 第5条（6）①のイ、②のイ、③のイ）

（ア）（単独のロゴマーク）

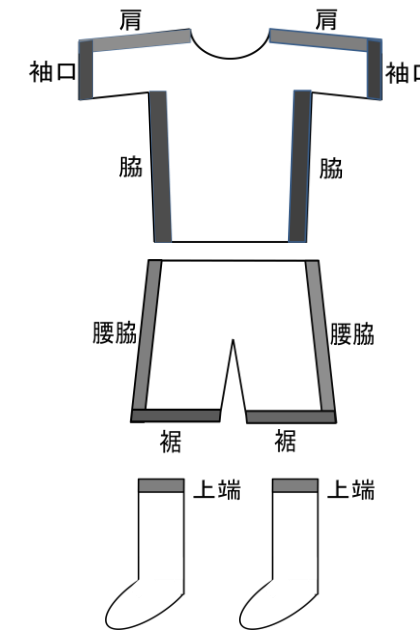


（イ）

I.（同一ロゴマークの連続配置）



II.（帯状のロゴマーク）



※（ア）又は（イ）の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ストッキングの上端に表示することができる。

※幅は、シャツ（肩又は脇又は袖口）及びショーツ（腰脇又は裾）の場合 8 cm 以下、ストッキング（上端）の場合 5 cm 以下

製造メーカー名	Star	<i>Star</i>	★ Star	★ Star certificated
ロゴマーク	★	★	▲	▭

※デザイン中にメーカーの名称を文字情報として含むものは、全て製造メーカー名と見なす。

図3 <広告の掲示（場所及びサイズ）>

（本規程 第7条）



※広告の掲示は上記の四ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

図4 <表示物及び掲示物のサイズの計算>

原則、表示物及び掲示物の最長辺同士を乗じた面積とする（縦×横）。以下に例を示す。

